

緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会

第2回 議事要旨

- 1 日時 平成25年6月20日(木) 17:00～19:00
- 2 場所 総務省11階 第3特別会議室
- 3 出席者(敬称略)

○構成員

長谷部 恭男(座長)、森 亮二(座長代理)、木村 たま代、古賀 靖広(随員:松石 順應)、曾我部 真裕、高田 昌彦(随員:正垣 学)、長田 三紀、松井 敏彦(随員:久住 仁)、山下 純司

(欠席:佐伯 仁志(座長代理)、森川 博之)

○総務省

安藤 友裕(総合通信基盤局電気通信事業部長)

齋藤 晴加(データ通信課長)

玉田 康人(消費者行政課長)、小川 久仁子(消費者行政課電気通信利用者情報政策室長)、森里 紀之(消費者行政課課長補佐)

4 議事概要

(1) 開会

(2) 議題

ア 位置情報の取扱いに係る悪用事案等について

イ とりまとめ(案)について

ウ 自由討議

(3) 閉会

5 議題に関する議論

(1) 位置情報の取扱いに係る悪用事案等について

- ・家庭内暴力やストーカー事案において、被害者の所在を把握するために、警察等の救助機関に虚偽の申告をする等については悪用事例として想定される。
- ・悪用事例ではないが、基地局に係る位置情報について緊急避難性の判断が悩ましいケー

スとして、遺書を残していたり、借金等で高ストレス状態にあったりする等の明確な根拠がない場合の行方不明については、緊急避難として位置情報を提供するのが適当であるのかを判断することが難しい。

(2) とりまとめ (案) について

○プライバシーへの配慮について

- ・端末に搭載されたアプリ等を用いて、事前に同意を得ていない者の位置情報を取得することについては、刑法の観点から検討する必要はないか。
- ・これは刑法の観点からではなく、プライバシーの観点から検討されるべきと考える。
- ・探して欲しくなかった場合も考えられるから、緊急時といえどもGPS位置情報が取得されることについて、利用者としては不安がある。
- ・利用規約への記載等周知の徹底によって、外部から位置情報が取得される機能が端末に具備されていることを利用者が認識する必要はあると思う。
- ・警察等の救助機関においては、救助を要する者を発見した際には、その者に搜索の結果等を家族等に伝えるかどうかについて、事前に確認する必要があると思う。
- ・GPS位置情報の取得を要請できる主体が広がると、ルーズな取得要請が増える懸念がある。厳格なルールが必要なのではないかと思われる。

○技術面について

- ・技術的に端末を鳴動させずにGPS位置情報を取得することは現状ではできず、将来的に見ても容易ではない。

以上